

第1章 呉市バリアフリー基本計画の概要

1 背景と目的

(1) バリアフリー法について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）は、高齢者、障害者、その他日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方々（以下「高齢者、障害者等」といいます。）の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的に、一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー化施策の推進を図るべく、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、平成18年に制定されました。

その後、平成30年の法改正により、移動等円滑化促進方針制度が創設されるとともに、令和2年の法改正では、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の更なる推進を図るため、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大され、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）が追加されました。

また、国民の理解の増進及び協力の確保を図るため、「心のバリアフリー」に係る施策等の取組も強化されています。

このように、ハード・ソフトの両面から、更なるバリアフリー化を推進し、共生社会を実現していくことが求められています。

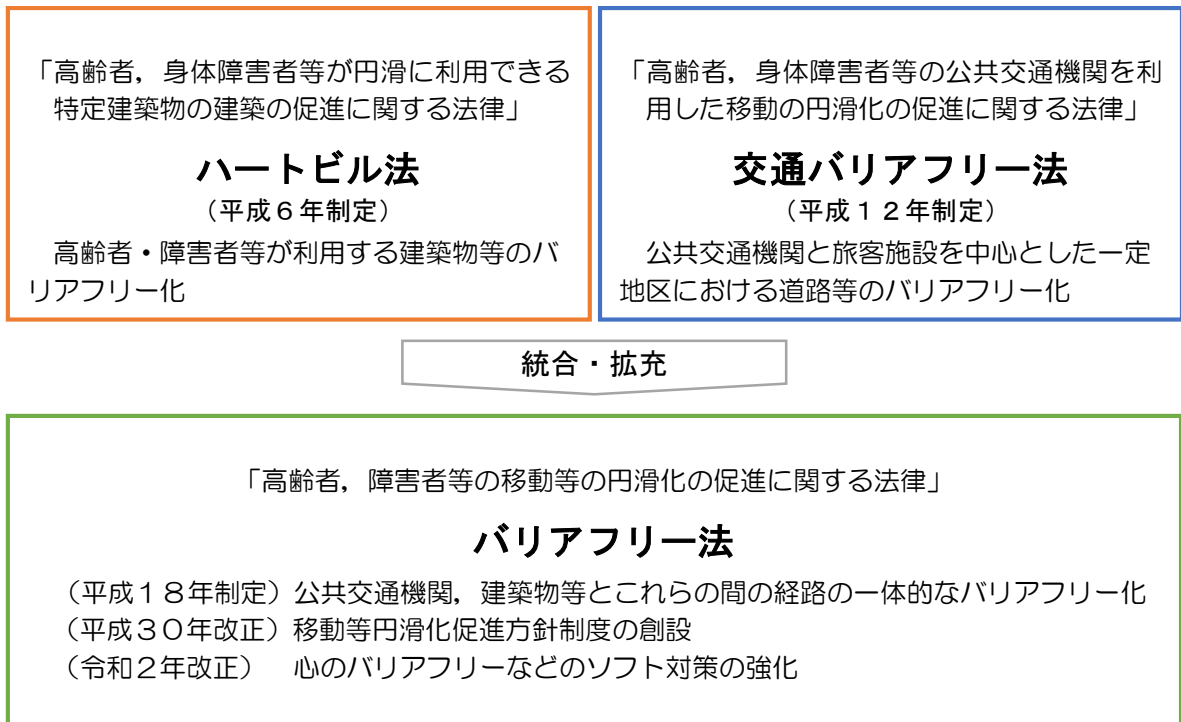


図1 バリアフリー法の経緯

(2) 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の概要

バリアフリー法において、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」といいます。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」といいます。）及び移動等円滑化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「移動等円滑化基本構想」といいます。）を作成するよう努めるものとされています。

ア 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）は、移動等円滑化促進地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画である移動等円滑化基本構想の作成につなげていくことを狙いとしています。

また、促進方針においては、市域全体のバリアフリー化に関する方針についても明確にすることが望ましいとされています。

○移動等円滑化促進地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区等

イ 移動等円滑化基本構想

移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、重点整備地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する具体的な事業（特定事業）を位置付けたものです。

新設・新築を行う一定の施設等には、移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られますが、既存施設等については、適合義務が課されないため、基本構想に特定事業として定めることで、施設設置管理者等と連携してバリアフリー化を図ることができます。面的・一体的なバリアフリー化を図ることで、高齢者、障害者等が移動する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がるとともに、外出機会の増大や交流促進、地域の活性化も期待されます。

○重点整備地区

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われ、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区等

○特定事業

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業

(3) 呉市バリアフリー基本計画の作成の目的

呉市では、「交通バリアフリー法」に基づき、平成13年8月に「呉市移動円滑化基本構想」（以下「従前の基本構想」といいます。）を作成し、バリアフリー化への総合的な取り組みを示すとともに、「JR呉駅・呉港周辺地区」及び「JR広駅・安芸阿賀駅周辺地区」の2地区を重点整備地区に位置付け、公共交通、道路、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めてきました。

従前の基本構想作成から約20年が経過し、その間に行われたバリアフリー法の制定・改正や呉市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、全市的なバリアフリー化の推進を目指し、促進方針の作成を行うとともに、従前の基本構想における重点整備地区や特定事業等の見直しを行うものです。

これを踏まえ、呉市における促進方針及び基本構想をそれぞれ「呉市バリアフリー促進方針」、「呉市バリアフリー基本構想」と称し、これらを合わせて「呉市バリアフリー基本計画」と位置付けます。

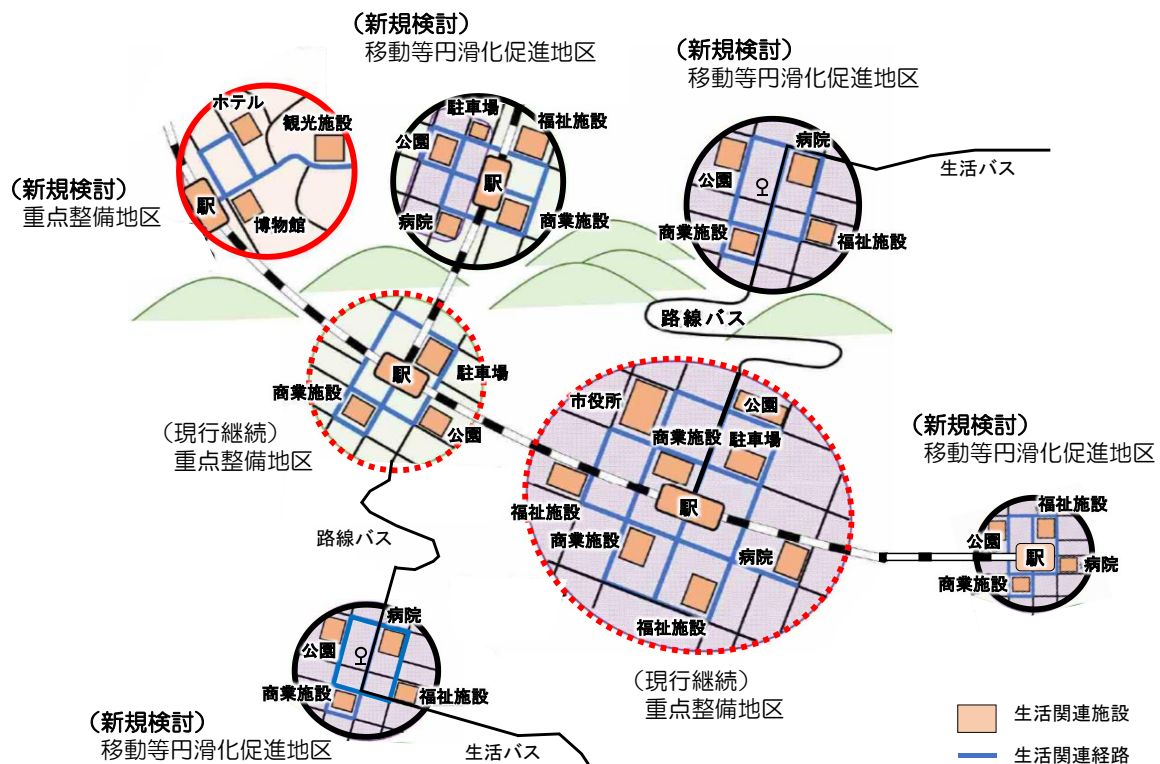


図2 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ

- 生活関連施設
高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- 生活関連経路
生活関連施設相互間の経路

2 計画の位置付け

本計画は、バリアフリー法や呉市が策定する各種計画の最上位に位置する「第5次呉市長期総合計画」に即すとともに、まちづくりにおける関連計画である「呉市都市計画マスタープラン」、「呉市立地適正化計画」及び「呉市地域公共交通網形成計画」との調和を図り、福祉分野の関連計画である「呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」、「第5次呉市障害者基本計画・第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画」等、また、広島県のバリアフリー化に関する条例である「広島県福祉のまちづくり条例」との調和・連携を図るものとしてします。

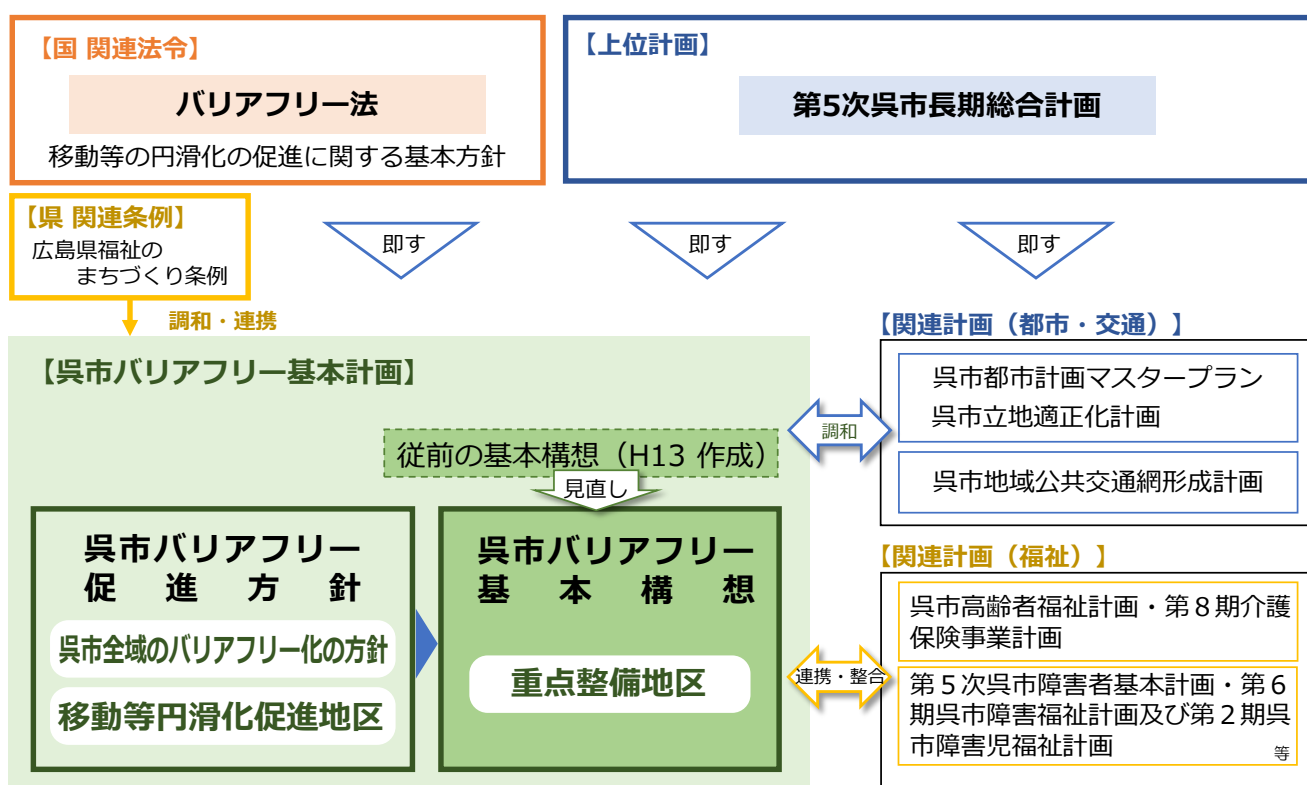


図3 呉市バリアフリー基本計画の位置付け

3 計画期間

本計画は、計画期間を10年、目標年次を令和14年度とします。

また、本計画は、中間年度に進捗状況の調査等の中間評価を実施し、必要があると認められるときは、見直しを行います。